

E39口金付きHIDランプ代替としてLEDランプを採用する際の注意事項

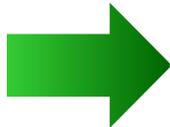
施主様及び工事業者様には、以下の注意事項についてご考慮頂き採用のご判断をお願いします。

- 1) LEDランプと照明器具等^{注1)}との組合せに関する「安全性」について
- 2) 不具合発生時の「責任の所在」について
- 3) 既存のHID照明器具の長期使用に関する「安全性」について

HIDランプ

安定器非内蔵形

安定器内蔵形
(セルフバラストランプ)



代替・交換するLEDランプ

制御装置非内蔵形

制御装置内蔵形



1) LEDランプへの交換は照明器具等^{注1)}との組合せの確認が必要です。

※さまざまな種類のLEDランプが、既設のHID照明器具に取付けできる為

LEDランプを取付けることが出来ても、必ずしも適合するランプとはいえません。
間違った組合せによるLEDランプと照明器具^{注1)}でのご使用は、感電、ランプの焦げ、焼損（火災を含む）、落下等の重大な事故が発生する恐れがあり危険です。

主なLEDランプの用途と想定される事故（例）の組合せ

（★印のある箇所は、比較的高い確率で事故が発生する恐れがあることを示しています。）

| 主なLEDランプの用途 | | 看板照明用途 | 屋外照明用途 (街路灯など) | 屋内照明用途 (高天井灯など) | 事故の主要因 |
|----------------|--------------|--------|-------------------|--------------------|-----------------|
| 想定される 事故(例) | 感電事故 | ★ | ★ | | 防水構造 |
| | 焦げ 焼損(火災) | | ★ | ★ | 制御装置 |
| | 落下事故 | ★ | ★ | ★ | ランプ重量 耐振動性能等 |

2) 既存の照明器具等^{注1)}に適合していないLEDランプ等へ交換し不具合（感電・焼損・落下などの事故）が生じても、既存器具の製造事業者は、その責任を負うことができません。

既存の照明器具等^{注1)}の製造事業者は、組合せを認めたHIDランプ（適合するランプ）と共に品質等を確認したうえ、製造事業者としての責任を負っています。
LEDランプへの交換の際は、必ず事前に組合せを確認の上ご採用ください。

注1) ここでいう“照明器具等”は、制御装置非内蔵形LEDランプの場合、照明器具又は制御装置の両方を指す。

！ご存知ですか？ 照明器具には耐用の限度があります！

3) 長期間使用した照明器具等注1) に、そのままLEDランプを取り付けてさらに長期間使用するのは危険です。

10年経過した照明器具は、赤信号！

照明器具等の劣化は外観だけでは判断できない場合があります。

安全を維持するため、LEDランプへの交換の際は、照明器具等注1) が劣化していないか点検し、必要に応じて交換を実施してください。

点検は、日本照明工業会ホームページ (https://www.jlma.or.jp/anzen/anzen_cs.htm) 上に公開している「安全チェックシート」を参照して実施することをお奨めします。



長寿命のLEDランプへの交換で、劣化した電気部品（ソケット、電線、端子台等）をさらに長期間使用するのは危険です。

照明器具には、適正交換時期があります。

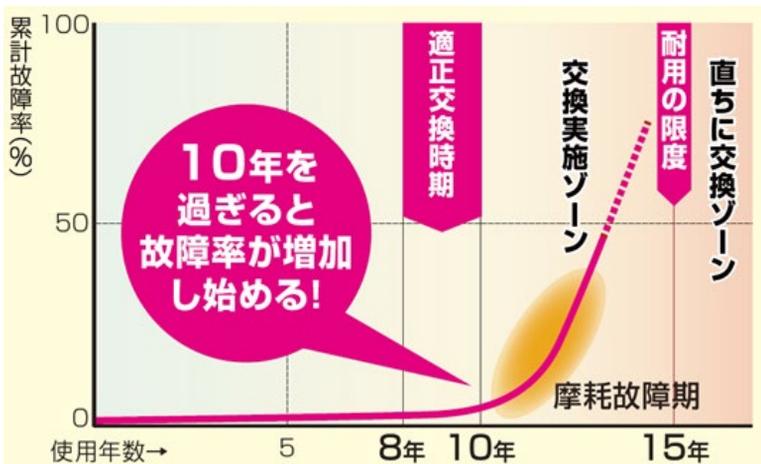
「ランプを交換すればずっと使える」は、間違った認識です。

ランプに寿命があるように照明器具には耐用の限度があります。

10年過ぎると器具の故障率が急に増えていきますので、適正交換時期をしっかり守りましょう。器具を交換することで安全性も快適さも向上します。

(使用環境や製品によっては、適正交換時期は10年より短くなる場合があります。)

故障率と
器具交換時期の
イメージ図



JIS C 8105-1
[照明器具—第1部：
安全性要求事項通則 解説]
に基づき JLMA 作成

10時間/1日
年間3,000時間点灯

公共施設等の設備では、国からも、長期使用についての注意喚起がなされています！

照明器具の事故に関しては、製品評価技術基盤機構（NITE）からも下記のホームページで注意喚起されていますのでご確認ください。

照明器具による事故防止について（注意喚起）
製品評価技術基盤機構（NITE）

(https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2012fy/120719_1.html)

注1) ここでいう“照明器具等”は、制御装置非内蔵形LEDランプの場合、照明器具又は制御装置の両方を指す。



一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association

<https://www.jlma.or.jp/>

〒110-0016 東京都台東区台東4-11-4 TEL(03)6803-0501 FAX(03)6803-0064

JLMA2009Aa
2016年9月発行
2024年9月修正